

平成 26 年 度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

【概要版】

(補助金に係る事務の執行)

平成 27 年 3 月

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 渋谷 英 司

包括外部監査の結果報告書

| | | |
|-----------|--|----------|
| 第1 | 外部監査の概要 | 1 |
| 1 | 外部監査の種類..... | 1 |
| 2 | 選定した特定の事件 | 1 |
| | （1）外部監査対象..... | 1 |
| | （2）外部監査対象期間..... | 1 |
| 3 | 事件を選定した理由 | 1 |
| 4 | 外部監査の方法..... | 2 |
| | （1）監査の要点..... | 2 |
| | （2）監査対象部署..... | 2 |
| | （3）主な監査手続..... | 3 |
| 5 | 外部監査の実施期間 | 3 |
| 6 | 外部監査人及び補助者の資格と氏名..... | 3 |
| 7 | 利害関係 | 3 |
| 第2 | 包括外部監査の要約 | 4 |
| 1 | 包括外部監査の実施手続..... | 4 |
| | （1）実施手続の概要 | 4 |
| 2 | 指摘及び意見の一覧 | 5 |
| | （1）全般的検討結果に係る指摘及び意見..... | 5 |
| | （2）個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見..... | 7 |
| | （3）類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見..... | 13 |
| | （4）3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見..... | 15 |

報告書に記載している金額は、表示単位未満を切り捨て表示しています。
ただし、県から入手した資料は、その数値によっていることから、資料により端数処理が異なっている場合があります。

「 」マークは、識別した事項の中で、監査人として特に伝達したい事項であり、
「 」マークの数が多いほど、重要度が高い事項です。

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

補助金に係る事務の執行

(2) 外部監査対象期間

平成 25 年度

(ただし、必要な範囲内で過年度分、平成 26 年度分も対象にします。)

3 事件を選定した理由

地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めています。

岐阜県においても、政策目的を達成するため、多種多様な補助金が交付されています。補助金是对価性が求められない支出であることから、公益性があることが前提となります。

岐阜県では、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項は「岐阜県補助金等交付規則」により定められていますが、各補助金の具体的な運用は、各所属において要綱等に基づいて行われています。

補助金が政策目的の達成の上で重要な役割を担っていることは事実ですが、前例に基づいて既得権化したり、特定の団体に対して交付されていると懸念されるケースもあり、その「公益性」と「必要性」について、必ずしも十分に議論され、県民に対する説明責任が果たされていない可能性もあります。

また、補助金の効果について、必ずしも、十分な報告と検証が行われていない場合もあると考えられます。

限られた財源のもとで、政策目的を達成するために、補助金に関連する規則・要綱等が適切に整備されているかを確認するとともに、申請・交付手続の適法性、県の長期ビジョンの推進や重点事業との関連から補助金の有効性・経済性・効率性を検証することが有意義であるものと判断し、監査テーマとして選定しました。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 補助対象が適切であり、公益性が認められるか。
- イ 各担当課が所管する補助金について、適切に要綱等が定められているか。
- ウ 補助金に係る申請・決定・交付といった財務事務の手続が規則・要綱等に準拠して行われているか。
- エ 補助金の積算が適切に行われ、適切なタイミングで支出が行われているか。
- オ 補助金の効果確認のため、補助金交付先からの報告・資料等が入手され、適時、ヒアリング・視察を行うなど、補助金交付先の指導・監督が適切に行われているか。
- カ 補助事業の効果測定が適切に行われ、事業のとりやめ、他の方式への転換などの対応が適時に検討されているか。
- キ 補助金について、県民への情報開示が行われ、公益性・必要性の判断に資する情報が提供されているか。

(2) 監査対象部署

- ア 知事部局
- イ 教育委員会

(3) 主な監査手続

- ア 所管課へのアンケートによる主たる補助金の概要の把握
- イ 補助金の交付申請、決定等に関する規則・要綱の整備状況の確認
- ウ 補助金に係る予算の査定における検討項目の確認
- エ 補助金の申請・交付に係る事務手続の検討
- オ 補助金の実績報告書等の結果報告資料の検討状況の検討
- カ 補助金の効果の確認状況の検討

5 外部監査の実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 18 日まで

6 外部監査人及び補助者の資格と氏名

| | | | |
|-------|-------|----|-----|
| 外部監査人 | 公認会計士 | 渋谷 | 英司 |
| 補助者 | 公認会計士 | 高木 | 由香里 |
| 補助者 | 公認会計士 | 内山 | 隆夫 |
| 補助者 | 公認会計士 | 中村 | 貢 |
| 補助者 | 公認会計士 | 山田 | 将光 |
| 補助者 | 公認会計士 | 吉岡 | 利樹 |
| 補助者 | 公認会計士 | 丹羽 | 康文 |
| 補助者 | 公認会計士 | 久保 | 綾乃 |

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はありません。

第2 包括外部監査の要約

1 包括外部監査の実施手続

(1) 実施手続の概要

本監査においては大きく分類して、次の項目を検討しました。

- ア 「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題(報告書 P31～)
- イ 監査対象部局への補助金に係るアンケート調査(報告書 P38～)
- ウ 個別補助金の検討(報告書 P48～)
- エ 補助金の類似性の観点からの検討(報告書 P164～)
- オ 3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討(報告書 P232～)
- カ 政策体系と評価の枠組み(報告書 P242～)

各検討項目の手順の概要は次のとおりです。

ア 「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題

岐阜県が実施している「事業評価調書」を利用した補助金評価について、記載項目、記載状況の検討を実施しました。

イ 監査対象部局への補助金に係るアンケート調査

本監査における足掛かりとするため、監査対象部署である知事部局及び教育委員会各課に対して、平成25年度の3月補正後の予算額が5,000千円超の補助金についてアンケート調査を実施しました。

ウ 個別補助金の検討

平成25年度当初予算に係る「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載等を参考に、重点プロジェクトに係る県単独補助事業費を中心に検討対象を抽出し、補助金の準拠性、妥当性及び公平性、効率性(費用対効果)、有効性等の観点から検討を実施しました。

エ 補助金の類似性の観点からの検討

平成 25 年度当初予算に係る「予算要求資料」及び「事業評価調書」の記載等を参考に、関連が深いと考えられる補助金グループを抽出し、同一グループの各補助金の目的・対象の明確性、補助率の合理性、政策目的との整合性等の観点から検討を実施しました。

オ 3月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討

平成 25 年度の当初予算が 5,000 千円超であった補助金で、3月補正により予算がゼロとなった補助金について、補助金の必要性・有効性の観点から検討を実施しました。

カ 政策体系と評価の枠組み

補助金における政策体系と、補助金評価における指標や目標設定の考え方について参考意見を記載しました。

2 指摘及び意見の一覧

(1) 全般的検討結果に係る指摘及び意見

全般的検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-1 のとおりです。

表 2-2-1 全般的検討結果に係る指摘及び意見の一覧

| 記載頁 | 指摘・意見の内容 | 対象課 |
|-------|---|-----|
| 27 | 【意見】 補助金の要否の検証実施と検討結果の文書化 補助金は年限を区切って、その事業効果の確認を行うとともに、他県等の状況や、廃止した場合の影響等を踏まえ、必要性や見直しの要否の検証を行い、その検討結果について文書化しておくことが適切です。 | 財政課 |
| 30～31 | 【指摘】 「事業評価調書」の未作成 他の資料やヒアリング等により確認したとされる 9 件は、本来、「事業評価調書」の作成を不要とすべき理由はなく、予算要求に当たり、必要な資料が提出されていないことから問題があります。 予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認することが必要です。 | 財政課 |

| | | |
|-------|---|-----|
| 31 | <p>【意見】 補助金の執行結果に係る評価の実施 翌年度予算化されない事業であっても、他の補助事業を展開するにあたって検討すべき事項の有無等を把握し、次に活かす上でも、事業評価を行う意義はあると思われます。翌年の予算の有無にかかわらず、年度末時点の事業評価を行うとともに、その成果について、総括することが適切です。</p> | 財政課 |
| 32 | <p>【意見】 評価調書の作成単位の見直しと補助効果の評価 事業目的を踏まえ、必要に応じて補助金の要綱の見直しを行った上で、補助金単位で評価を行うことが適切であると考えます。 補助金を含む事業全体で「予算要求資料」及び「事業評価調書」を作成する場合には、「事業評価調書」と併せて、補助表等を利用して、補助金単位でも効果の評価することが適切です。</p> | 財政課 |
| 33 | <p>【意見】 補助金の終期の設定と事業目標との関連付け 本来、補助金には終期を設け、適時、当該補助金のみ視点ではなく、他の政策とのプライオリティ等も加味した総合的な観点から公益性や必要性の見直しを行うことが適切です。 事業目標の記載においても、予算対象年度の目標と、補助期間を通じた目標とを記載し、これまでの成果や今後の課題、方向性と関連付けて「事業評価調書」を作成することが望まれます。</p> | 財政課 |
| 35 | <p>【意見】 効果判断を意図した指標設定に向けた取組み 現状では、補助金に係る「事業評価調書」において、定性的な有効性の判断は行われていますが、指標は大半が活動指標にとどまっており、補助金の有効性の判断に繋がる定量的な指標が設定されているケースはほとんどありません。 全体としての目標達成状況を意識することは重要ですが、政策-施策-事務事業の体系における、当該補助金の位置づけを明確にした上で、補助金単位での有効性判断のための定量的な指標の設定に向けて、更なる工夫を進めることが重要です。</p> | 財政課 |
| 35 | <p>【意見】 「事業評価調書」における補助金の位置づけの明確化 事業開始年度であると思われる補助要綱の制定年度と「事業評価調書」における事業開始前の年度との整合性が図られていないものが散見されます。目標年度がどのような年度なのかも不明確です。 また、指標の推移・現在値の記載についても記載の有無・記載時期のばらつきがあり、当該補助金の状況判断において、必ずしも有効な情報になっていない状況です。 補助金単位での記載を前提とするならば、当該補助金に視点をあてた記載に改めることが望まれます。</p> | 財政課 |
| 35～36 | <p>【意見】 達成率の概念の明確化と年度目標の設定 調書が予算要求に併せて年度の途中で作成されているため現在値の考え方が不統一であったり、目標年度が現年度の数年先となっ</p> | 財政課 |

| | | |
|----|---|-----|
| | <p>ている場合もあるなど、「事業評価調書」における達成率の概念にばらつきがあります。</p> <p>長期的視点も必要ですが、当年度で達成すべき目標も掲げ、その達成状況を意識した記載とすることが望まれます。</p> | |
| 36 | <p>【意見】新規要求事業の場合に記載すべき項目の明確化</p> <p>新規事業に係る「事業評価調書」の場合、「事業開始前」、「目標値」のみを記載するものとされていますが、記載漏れなのか記載不要なのかの判断がつきにくいという印象を受けました。</p> <p>記載不要の部分は、斜線にしたり、背景色を変えるなどの工夫を行うことが望まれます。</p> | 財政課 |
| 36 | <p>【意見】実績ベースでの成果確認の実施</p> <p>現在の「事業評価調書」は、予算要求のための補足資料としての位置づけであることから、実績は現年度の結果でも過去の結果でも構わないとしていることは理解できますが、何らかの形で年度執行ベースで成果を確認する仕組みを整えることが望まれます。</p> | 財政課 |
| 37 | <p>【意見】評価の視点のレベルアップ</p> <p>有効性に関しては、特に定性的な観点と定量的な観点の両面からの洞察を行うことが期待されます。</p> <p>また、効率性に関しては、これまでに実施されてきた効率化の状況を評価するとともに、現状が最適であるとは限らないことから、よりよい方法で事業を実施するべく、検討を行うことが適切です。</p> | 財政課 |
| 37 | <p>【意見】課題への具体的な取組みの記載</p> <p>「事業評価調書」における「今後の課題」及び「次年度の方向性」の項目の記載が、課題の認識にとどまっているものもありますが、記載要領にも定められているとおり、課題の解決に向けた取組みを具体的に記載することが望まれます。</p> | 財政課 |

(2) 個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見

個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-2 のとおりです。

表 2-2-2 個別補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧

| 記載頁 | 指摘・意見の内容 | 対象課 |
|-------|--|--------------------|
| 52～53 | <p>【意見】 補助金名称の見直しの検討</p> <p>事情をよく知らない者には、補助金の名称（公社長期保有農地合理化事業費補助金、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金）から補助内容が正しく推測できないと思われます。</p> <p>補助金の名称は、補助内容が分かる名称とすることが適切です。</p> | 財政課(地域福祉国保課、農村振興課) |
| 58～59 | <p>【意見】 自立的発展を目指して自ら考え行う事業の推進（清流の国地域振興補助金）</p> <p>平成 25 年度は、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として、中山道エリアにおける統一デザイン案内標識の設置を行う事業が知事が特に必要と認める事業とされました。</p> <p>「清流の国地域振興補助金」は市町村等が自立的発展を目指して自ら考え行う事業が対象とされていますが、当該事業における案内標識のデザインは関連市町村との協議を踏まえ県によって定められており、関連市町村の協力を得て県の政策判断の下に実施された事業であると思われます。</p> <p>県の政策判断に基づいて推進することも重要ですが、「清流の国地域振興補助金」として補助を行う以上、それを契機とした自立的な発展の観点を織り込むことが期待されます。例えば、今回の事例では、案内標識の設置とあわせて、ウォーキングマップの作成を行ったり、ウォークラリーの開催等に繋げる等の対応を組み合わせることで、観光回廊づくりへの意識・参加を促進する取り組みに繋がれるのではないかと考えます。</p> | 清流の国づくり政策課（観光課） |
| 59 | <p>【意見】 わがまち清流の国づくり計画の策定推進（清流の国地域振興補助金）</p> <p>市町村による総合的な計画が未承認・未作成の市町村に対して、計画作りのための働きかけを行うことが重要であると考えます。</p> <p>県民の意識を高めていく上では、市町村において、策定した計画を開示することも有効であると考えます。</p> | 清流の国づくり政策課 |
| 59 | <p>【意見】 計画の達成状況の確認実施（清流の国地域振興補助金）</p> <p>市町村による総合的な計画は補助初年度に承認するものとされています。制度開始後、2年しか経過していませんが、長期にわたり、制度を運営していくのであれば、補助事業の確認を行うのみではなく、計画の達成状況を確認項目とし、実効性のある計画として位置づけていくことが重要であると考えます。</p> | 清流の国づくり政策課 |
| 63 | <p>【意見】 補助事業の選定過程の明確化（市町村振興補助金）</p> <p>補助金の配分検討資料においては、市町村からの要望項目について、要綱に定める意欲の高さ・創造性・先導性・個性的等の項目や、重点施策推進事業かどうかについて、どの事業がどのように評価さ</p> | 市町村課 |

| | | |
|-------|--|---------|
| | <p>れ、採択されたかが明確ではありませんでした。</p> <p>配分検討資料において、選定の過程を明確にしておくことが望まれます。</p> | |
| 63 | <p>【意見】要綱における補助対象事業の定め方（市町村振興補助金）</p> <p>市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業が補助対象事業とされていますが、県に確認したところ、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に該当することは前提であり、これのみで評価しているわけではないとの回答でした。</p> <p>要綱に掲げる対象事業等の要件への適合性、重点施策推進事業かどうかなどについて、配分検討資料においても選定の過程を明確にしておくことが適切です。</p> | 市町村課 |
| 68 | <p>【意見】「予算要求資料」における内訳の明記（スポーツのまちづくり支援補助金）</p> <p>「スポーツのまちづくり支援補助金」と「市町村体育施設改修補助金」とは補助の性格が異なることから、「予算要求資料」においても、事業ごとの予算の内訳を明記することが適切であると考えます。</p> | スポーツ推進課 |
| 68 | <p>【意見】 事業の成果を確認するための仕組みづくり(スポーツのまちづくり支援補助金)</p> <p>競技会・イベント補助が、スポーツを通じた心身の健康づくりと交流促進によるまちづくりの環境の醸成に繋がっているかについて確認する仕組みを整えるとともに、事業の成果を判定し、適時に事業のあり方の見直しの要否を検討することが望まれます。</p> | スポーツ推進課 |
| 81～82 | <p>【意見】 補助金の目的の明確化と名称への反映(介護職員定着支援事業費補助金)</p> <p>「介護職員の確保と定着を図る」という要綱の目的(総則)と比べ、現在の制度は代替職員の人件費補助にすぎない状況にあることから、補助金の名称・目的と、実際の補助内容との間にかなりのギャップがある状況です。</p> <p>補助金の目的を明確にするとともに、補助金の趣旨に沿った運用を行うことが重要であり、補助金の名称を実態に沿った名称とすることが適切です。</p> | 高齢福祉課 |
| 82 | <p>【意見】 補助対象事業者の拡大(介護職員定着支援事業費補助金)</p> <p>結果として、補助対象事業者がかなり狭くなっていることから、より多くの法人が利用可能な方法がないかについて、検討を進めることが望まれます。</p> | 高齢福祉課 |
| 82 | <p>【意見】 補助金の申請が可能な期間の拡大(介護職員定着支援事業費補助金)</p> <p>平成 25 年度までは、募集が年 1 回に限られ、年初に産休・育休が</p> | 高齢福祉課 |

| | | |
|--------------|---|--------|
| | 見込まれる者に限定されていましたが、利用希望者の便宜を検討の上、補助金の申請が可能な期間を広げることが期待されます。 | |
| 82 | 【意見】 補助単価の見直し(介護職員定着支援事業費補助金) 平成 17 年度以降、補助単価の見直しが行われていませんが、補助単価の見直しの要否について、対象となる職種のデータに基づいて検討を行うことが適切です。 | 高齢福祉課 |
| 89 | 【意見】岐阜県観光連盟の財務体質の検討(飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金) 観光連盟の当該事業に係る収入の大部分が県補助金であり、連盟の活動は補助金なしには成り立たない状況です。 観光連盟の財務体質を改善し、県負担の軽減や連盟の自立を促していくためにも、安定的収入の確保について検討していくことが望まれます。 | 観光課 |
| 106 ~ 107 | 【意見】 補助のあり方についての検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 県内産業の振興を図ることが目的であれば、「ものづくり岐阜テクノフェア」に限定することなく一定の補助要件を設定し、該当するものに補助する方法もあると考えます。 | 新産業振興課 |
| 107 | 【意見】事業の効率性の検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 事業費 25,300 千円で「ものづくり岐阜テクノフェア」を開催した結果、商談成立件数 8 件、試作依頼件数 4 件でした。県内産業の振興の観点からは、事業執行は必ずしも効率的であるとはいえないと考えます。 | 新産業振興課 |
| 107 | 【意見】「事業評価調書」の作成(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 隔年開催のため、予算要求の際の「事業評価調書」は作成されていません。予算要求の有無に関係なく、事業が終了したら、一定期間内に評価調書を作成することが望まれます。 | 新産業振興課 |
| 107 | 【意見】 「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方の検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 産業振興の観点から「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方を検討することが必要な時期であると考えます。「ものづくり岐阜テクノフェア」の経費について単純に補助するのではなく、商談成立件数や、産学連携交流の成立数について目標・実績を把握したり、参加者の意見への対応方針を提示してもらうなどして、より実効性のある形での開催に繋げることが重要であると考えます。 | 新産業振興課 |
| 113 | 【意見】 実態に応じた補助金の名称の設定(航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金) 航空宇宙産業現場技能者育成研修事業という名称ですが、実態は | 新産業振興課 |

| | | |
|--------------|--|--------|
| | (株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する研修に対する補助金です。現状の事業名称を用いるのであれば、民間事業者等、他の事業体でも利用できるような補助内容に改めるべきであると考えます。 | |
| 113 | 【意見】(株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助金の統合 (株)ブイ・アール・テクノセンターに対して複数の補助金が支出されており、それぞれ独立して執行されていますが、人材育成や企業の入居支援等の趣旨を同じくする事業については、他の補助金との統合を検討することが望まれます。 | 新産業振興課 |
| 118 ~ 119 | 【意見】 継続交付の場合の補助効果の確認(中小企業販路開拓等支援事業費補助金) 申請者のマンネリ・形骸化への対応として、補助回数に制限を設けたり、前年と比べて販路が拡大し、業績向上に繋がっているかについて、客観的に判断を行う体制を整えることが望まれます。 | 地域産業課 |
| 121 ~ 122 | 【意見】 対象事業ごとの目標達成指標の設定(産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)) 対象事業として、 海外取引促進事業、 海外展示会出展支援事業、 海外アドバイザー事業、 海外展開コーディネーター設置事業の4事業がありますが、目標の達成度を示す指標は海外見本市参加企業数の1指標しか掲げられていません。 補助事業の達成度を図る上では、事業ごとに、適切な指標を設けることが適切です。 | 地域産業課 |
| 122 | 【意見】 補助金名称の検討(産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)) 「産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)」とされていますが、包括的な名称が付けられており、具体的にどのような事業内容に補助されているか分かりにくいと思われます。 補助金の内容が分かるような、分かりやすい名称を付すことが望まれます。 | 地域産業課 |
| 127 | 【意見】 補助効果の確認のための指標設定(基幹企業立地促進事業補助金) 目標の達成度を示す指標として、「ヤフーの進出」が掲げられており、進出決定後の目標としては不適切であると思われます。 誘致に伴う効果を示す指標を指標として設定することが望まれます。 | 情報産業課 |
| 127 | 【意見】 設備投資案件の確認の効率化(基幹企業立地促進事業補助金) 企業による現物確認のための体制が整えられており、信頼性があると認められるのであれば、企業の台帳等を利用して、サンプルで台帳の信頼性の確認を行うことにより、効率化を図ることも有用で | 情報産業課 |

| | | |
|-----------|--|---------|
| | あると考えます。 | |
| 142 | <p>【意見】継続した補助効果の確認(木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費(24))</p> <p>補助金による効果の測定は、少なくとも「岐阜県森林づくり基本計画」の対象期間である平成28年度まで継続して行うことが望まれます。</p> | 県産材流通課 |
| 152 | <p>【指摘】補助金交付先の選定における計算方法の明確化(木造公共施設整備加速化事業費(24 補正分))</p> <p>補助金交付先の選定における事業評価の計算方法があいまいな結果、事業者が補助金を受けられないと判断したり、県の交付決定において異なる判断がされるおそれがあることから、要綱・要領等により取扱いを明確にしておく必要があります。</p> | 県産材流通課 |
| 159 ~ 160 | <p>【指摘】実績報告書の提出遅延(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>実績報告書の修正作業に時間を要し、実績報告書の確定がいずれも5月にずれ込んでいました。</p> <p>「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受理できるよう、速やかに対応を進めることが必要です。</p> | スポーツ推進課 |
| 160 | <p>【意見】要領における補助事業の明確化(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>要領上、補助の趣旨が必ずしも明確に定義づけられておらず、事業の対象である「トップアスリート」「トップアスリート拠点クラブ」の選定方針等が明確でないこと、どのような団体がどのような基準に基づいてトップアスリート拠点クラブとして認定されるかが明確になっていないことは補助事業の実施において問題があります。</p> <p>トップアスリート拠点クラブと認定された団体への補助において、対象事業の選定方針が必ずしも明確ではないこと、要領に定められていないことから、客観的な判断ができるような形で要領を定めることが適切です。</p> | スポーツ推進課 |
| 160 | <p>【意見】認定資料の保管とクラブ情報の把握(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>現在は、認定に至る要件が明確化されていないことから、県として、認定要件、認定に至る判断資料を文書化し、保管しておくことが適切です。</p> <p>候補となるクラブの情報、県の理念に賛同を得るための働きかけの状況についても、適時情報を更新していくことが望まれます。</p> | スポーツ推進課 |
| 160 ~ 161 | <p>【意見】クラブ構想の実現状況に係る確認の実施(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>中長期的な観点にたったクラブの育成を想定していると考えられますが、実績に関しては、補助事業の実績報告書の確認にとどまっ</p> | スポーツ推進課 |

| | | |
|-----|---|-------------|
| | <p>ています。</p> <p>補助の趣旨からは、クラブ構想に基づいて対象団体の基盤が強化されていることを確認することが有用であることから、交付決定時にクラブ構想(中期計画)において、方向性を確認するとともに、その達成状況についても、補助事業の実績確認と併せて確認することが望まれます。</p> | |
| 161 | <p>【意見】 事業区分の明確化と団体ごとの方向性を踏まえた事業選定(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金)</p> <p>補助効果を確認する上でも、事業区分を明確にするとともに、交付決定において、団体ごとの方向性・期待される役割を踏まえた事業選定を行うことが望まれます。</p> | スポーツ 推進課 |

(3) 類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見

類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-3 のとおりです。

表 2-2-3 類似性の観点からの検討結果に係る指摘及び意見の一覧

| 記載頁 | 指摘・意見の内容 | 対象課 |
|-----|---|-------------|
| 177 | <p>【意見】長期的な公衆浴場のあり方の検討(公衆浴場設備改善対策事業費補助金、公衆浴場経営安定化補助事業費補助金、公衆浴場活性化対策事業費補助金)</p> <p>一般公衆浴場の利用状況等に鑑み、一般公衆浴場の経営者に対して、中長期の経営をどのように考えているかを確認するとともに、その他公衆浴場や公共施設の浴場の一般利用の機会を広げるなど、自家風呂を持たない人の入浴機会を確保した上で長期的な公衆浴場のあり方を模索する時期を迎えていると考えます。</p> | 生活衛生 課 |
| 180 | <p>【意見】実態に即した補助金名称の検討(生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分))</p> <p>生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)は、内容としては、「相談事業」が主であると思われることから、実態に応じた名称に変更することが適切であると考えます。</p> <p>また、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)は、内容としては、「滞納債権の管理・回収」が主であると思われることから、実態に応じた名称にすることが適切であると考えます。</p> | 地域福祉 国保課 |
| 200 | <p>【意見】補助事業名称の明確化(公共施設における県産材利用関連の補助金)</p> <p>補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるよう</p> | 県産材流 通課 |

| | | |
|--------------|--|------------|
| | な補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。 | |
| 205 | <p>【意見】補助対象経費の明確化（ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金）</p> <p>ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金の補助対象経費について、具体的にどのような普及啓発等の活動を対象にしているのかが不明確であり、補助金の意図が伝わりにくいことから、補助対象経費を明確な表現にすることが望まれます。</p> | 県産材流通課 |
| 205 ~ 206 | <p>【意見】補助目的を考慮した補助対象事業者の選定（ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金）</p> <p>県産材住宅建設を促進するための、設計力、デザイン力、宣伝力を備えた地域工務店の育成・強化に関する研修会やセミナーの開催等は、ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体でなくとも、設計力、デザイン力、宣伝力でより有能な工務店等が実施することにより、より県産材を使用する地域工務店の魅力を高める可能性があると考えられます。</p> <p>補助目的を十分に考慮した補助対象事業者の選定が望まれます。</p> | 県産材流通課 |
| 217 | <p>【意見】補助事業名称の明確化(森林整備関連の補助金)</p> <p>補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるような補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。</p> | 森林整備課 |
| 219 | <p>【意見】補助金制度の周知（水源林公有林化支援事業費）</p> <p>水源林公有林化支援事業費については平成 25 年度の交付先件数は 1 件にとどまっています。市町村における水源地域の保全に関する問題意識を高め、水源林を守るセーフティネットとして、より制度内容の周知に努める必要があると考えます。</p> | 恵みの森づくり推進課 |
| 224 | <p>【意見】 補助のあり方の検討(第三セクター鉄道経営健全化補助金)</p> <p>第三セクター鉄道経営健全化補助金については、開業から相当期間を経ていることから、内部人材の育成を考慮の上、人件費補助のあり方を検討することが重要です。</p> | 公共交通課 |
| 227 | <p>【意見】 趨勢把握可能な指標の設定（耐震対策関連の補助金）</p> <p>「事業評価調書」は、年度ごとに事業の目標と成果、事業の評価と課題を明確にした上で予算化を行うために作成している資料であり、目標達成度を示す指標については、例えば、住宅耐震補強工事費補助金については、耐震診断の後、耐震補強工事などの耐震化が行われた比率を指標とするなど、経年で確認できる指標を織り込むことが望まれます。</p> | 建築指導課 |

| | | |
|-----|---|-------------------------|
| 232 | <p>【意見】 補助率の設定の公平性の検討（運動部支援・選手派遣関連の補助金）</p> <p>補助金創設の経緯により、関連性が強いと思われる補助金であっても、財源が異なるケースはあると思われませんが、補助内容・補助率については、適時、改定の要否を検証するとともに、関連性が高いと思われる補助金との間で補助内容の公平性が保たれているかについても、留意することが望まれます。</p> | <p>体育健康課（私学振興・青少年課）</p> |
|-----|---|-------------------------|

（４）３月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見

３月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧は表 2-2-4 のとおりです。

表 2-2-4 ３月補正後の予算がゼロとなった補助金の検討結果に係る指摘及び意見の一覧

| 記載頁 | 指摘・意見の内容 | 対象課 |
|-------------|--|---------------|
| 234～ 235 | <p>【意見】「事業評価調書」に関する事項（病院群輪番制病院施設整備費補助金）</p> <p>「予算要求資料」及び「事業評価調書」の作成は、本来の事業の状況について行うとともに、代替可能な施策に基づく対応結果については、対応事業の箇所を参照する等の形で、担当課の業務達成状況に言及することが適切です。</p> <p>平成 19 年度以降補助内示が得られていないこと、国の予算・緊急性・補助金に対する要望は年度によって異なるものの、近年では、県における当該事業の優先順位が必ずしも高くなかったことなどを踏まえ、当該補助金が実際に活用される可能性があるかについて、再吟味する余地があると考えます。</p> | <p>医療整備課</p> |
| 238 | <p>【意見】「事業評価調書」に関する事項（児童館等整備費補助金(単建)）</p> <p>事業目標として「児童館を県内すべての児童が利用できる」状態を掲げています。</p> <p>現在、指標としては児童館・児童センターの設置数が掲げられていますが、全児童数に対する未設置市町村の児童数割合等を指標として採用することが考えられます。</p> <p>また、設置自体でなく利用が目的であることから、1 館当たりの利用者数の伸び率等を指標として採用することも考えられます。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| 240 | <p>【意見】「事業評価調書」に関する事項（新規就農者確保事業費）</p> <p>目標の達成度を示す指標は「新規就農者の確保」とされていますが、今後の課題にも記載されているとおり、中長期的には定着が重要です。</p> <p>新規就農者の状況と併せて、定着率も指標とすることが考えられます。</p> | <p>農業経営課</p> |

以 上